

パブリック・コメント手続（意見募集）結果

建築物駐車施設条例の一部改正について

令和2年(2020年)12月10日

【お問い合わせ先】

都市部都市計画課

電話046-822-8355（直通）

横 須 賀 市

「建築物駐車施設条例の一部改正について」に対する
パブリック・コメント手続の実施結果について

1 意見募集期間

令和2年(2020年)10月8日(木)から11月9日(月)まで

2 意見の提出者数と意見件数

提出者数 1人 意見件数 1件

3 提出方法の内訳

電子メール 1人

4 提出された意見の概要及び市の考え方

	意見の概要	件数	市の考え方
1	横須賀市の良さとして、駐車スペースが広く、駐車しやすいことが評価されています。	1件	今回の改正は、義務化している駐車施設の1台当たりの最低面積を小さくするものであり、各事業者に駐車施設の1台当たりの面積を小さくするよう求めるものではありません。